

## 前 回 （1月27日）の 議 論

1. 前提的事項

## ○現行の財務会計制度との関係について

- ・ 現行制度（予算、決算、出納整理期間）は所与のものとするべきではないか。
- ・ 将来的に予算制度の改革が必要であることも念頭に置けば、その際にはシステム対応についても考慮する必要がある、二重投資の危険性が高くなることから、ここでは現行の予算制度をベースにする議論しかないのではないか。
- ・ 現金主義の予算制度と発生主義の財務報告制度との統合を考えるのか、デュアルシステムでよいのか。

## ○財務書類（財務諸表）の作成目的・利活用について

- ・ 利用の側面、利用する側の意見が抜けているのではないか。
- ・ 利活用の観点からは、事業別・セグメント別の情報も重要ではないか。
- ・ 蓄積された財務書類の数値情報を、財務状況の評価・分析にどのように活用し得るか。

## 2. 基準のあり方に関する事項

○基準の統一についてどう考えるか（範囲・程度・手法）。

- ・ 公的部門全体（国、地方、各種公的法人）で一つ。
- ・ 国とは別に地方全体（一般会計等、地方公営企業、地方独立行政法人）で一つ。
- ・ 地方のうち一般会計等（基準モデル、改訂モデル、東京都方式、大阪府方式等）で一つ。
- ・ 基準は公会計で一つとし、地方公共団体、国、独立行政法人等のセクターごとにそれぞれ固有なものは書き分ければ良いのではないか。
- ・ 汎用性や比較可能性を考えると、IPSAS がベースとなるのではないか。
- ・ 基本的に複式簿記を導入していくという方向性で話を進めていくことが必要ではないか
- ・ 複式簿記、発生主義が全ての地方公共団体に統一した基準で導入されたとしても、大きく変わるものはないのではないか。
- ・ 財務諸表作成に携わる職員のマンパワーも考慮して、統一した基準としては最初は簡単な形で初めていくことも大事ではないか。

○地方公共団体の規模の違いについてどのように考えるか

- ・ 地方公共団体の規模の違いに応じた会計の議論のレベル感を考慮する必要があるのではないか。

- ・地方公共団体の規模により資金調達的方式にも違いがある等を考慮して議論する必要もあるのではないか。

#### ○基準設定主体についてどのように考えるか

- ・独立した基準設定主体が必要なのではないか（独立性、専門性、機動性）。

### 3. 1 及び 2 以外の事項

#### ○公表時期

- ・作成・公表時期についても一定の制度的な縛りを設ける必要があるのではないか。

#### ○資産台帳

- ・期限を設けて確実に資産台帳の整備が行われるようにする必要があるのではないか。
- ・資産台帳の整備について、財産の活用・管理に活かせるような形で進める必要があるのではないか。

#### ○クラウド

- ・クラウドの活用についてどう考えるか。